

V 基本目標と施策の方向

1 目指す姿

前回の指針の改定以降、不安定な社会情勢による燃油、飼料等の価格の高騰や国の中長期的な食料システムの構築に向けた「みどりの食料システム戦略」の策定、デジタル技術の発展、食料安全保障の確立への対応など、農業を取り巻く環境が大きく変化していることから、これらに本県も対応していく必要があります。

本県では担い手が減少し高齢化が進んでいますが、農業経営の安定化を図り、今後も県民に安定的に農畜産物を供給するためには、担い手を育成・確保し、優良農地の確保と有効利用を図るとともに、災害に強い農業生産基盤の整備やAI、IoT等のデジタル技術を活用したスマート技術等を積極的に導入し、生産性の高い農業を実現することが必要です。

加えて、省エネ技術の導入や、自給飼料²³の生産、エコフィード²⁴の活用等により飼料生産基盤²⁵を強化し、生産コストを削減することも必要です。

また、県産農畜産物を県民に利用してもらうためには、農畜産物の安全対策に取り組むとともに、ブランド力の強化や情報発信による認知度の向上、6次産業化や観光農業²⁶の取組を進めていくことが必要です。

さらに、持続可能な農業を目指すためには、有機農業を含む環境保全型農業を推進するとともに、脱炭素化²⁷に向けた取組を推進することが必要です。

以上のことから、本県農業の10年後の目指す姿を次のとおりとし、その実現を目指します。

- 農業者が意欲を持って安定的に生産を行い、優良農地の有効活用が図られ、次世代に引き継がれている。
- 県民に都市農業がより深く理解され、新鮮で安全・安心な県産農畜産物が選ばれて利用され、よろこばれている。
- 環境と調和した持続可能な農業が営まれ、農業の有する多面的機能²⁸が発揮されている。

²³ 家畜の餌として、家畜の飼養者が自己所有地や借地で自ら栽培・生産するイネ科牧草やトウモロコシなどの飼料。

²⁴ 食品製造副産物や売れ残った食品、調理残さ、規格外農産物等を有効利用して製造した家畜用飼料のこと。

²⁵ 飼料生産の基礎となるもので、草地、水田及び畑地などの土地や飼料を生産する人、組織、機械のこと。

²⁶ 農業経営体が自ら生産した農作物について、直接対面で販売する農産物直売所、収穫など体験させる観光農園、料理を提供する農家レストラン、料理の提供と併せて宿泊させる農家民宿などの農業関連事業。

²⁷ 二酸化炭素の排出を実質ゼロにすること。

²⁸ 良好な景観の形成、防災、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、文化の伝承、情操のかん養等、農業生産活動による食料等の供給の機能以外の多面にわたる機能。

2 基本目標

条例では、「都市農業の持続的な発展は、将来にわたり、県民が求める新鮮で安全・安心な食料等が、農業者によって県内において安定的に生産され、合理的な価格で流通するとともに、県民の需要に応じて安定的に供給されることにより、地産地消の推進が図られることを旨として行われなければならない」ことを基本理念の第一に掲げています。

本県では、920万人を超える県民を抱える大消費地であることや、多彩な人材や企業等が身近にいるといった都市農業のメリットを生かして、県民に県産農畜産物を安定的に供給し持続的に発展する農業を推進します。

また、かながわの農業を、農業者にとって稼げる産業であり、県民の暮らしを支える産業として「魅力ある農業」にしていくことが大切です。

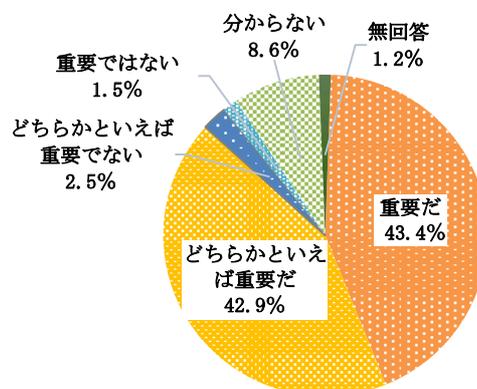
「魅力ある農業」を次世代に引き継ぐため、経営感覚に優れた農業者を育成し、時代や環境の変化に柔軟に対応した安定的で生産性が高く、県民が身近に感じることができる農業を推進する必要があります。

こうした考えのもと、指針では次のとおり基本目標を定めました。

農業の活性化による地産地消の推進 －魅力ある農業を次世代につなぐ－

■「地産地消」の取組に関する県民ニーズ調査 (2021(令和3)年)

県が実施している県民ニーズ調査によれば、県内の農林水産業を活性化する上で、地産地消の取組を「重要だ」、「どちらかといえば重要だ」と思っている県民の割合は86.3%となっています。



○総合的な数値目標

基本目標の達成に向けた施策の総合的な展開による成果を表す数値目標として、地産地消を支える生産基盤の確保の指標となる「農地面積」と、新鮮で安全・安心な県産農畜産物の生産と県民への供給の指標となる「農業産出額（耕種²⁹・畜産）」を設定しました。

農地面積は、農地の転用や荒廃化により推計では現状より減少しますが、各種施策により減少を抑制するとともに、生産性の向上や生産コストの削減、農畜産物の高付加価値化などに取り組むことで、農業産出額は維持・増加を目指します。

なお、農地の活用や農業産出額の維持・増加に向け、担い手の育成・確保に取り組んでいきます。担い手の数値目標については、施策の方向1の目標として「新規就農者数」、「新規参入法人数」及び「年間販売額3,000万円以上の耕種経営体数」を設定しています。

| 項目 | 基準値 2021（令和3）年 | 目標値 2032（令和14）年 |
|------|----------------|-----------------|
| 農地面積 | 18,200ha | 16,600ha |

【目標設定の考え方】

基準年2021（令和3）年以降の推計では目標年における農地面積は16,400haまで減少するが、各種農業施策の総合的な展開により農地の減少抑制が見込めるため、目標を16,600haに決めました。

| 項目 | 基準値 2020（令和2）年 | 目標値 2032（令和14）年 |
|-----------|----------------|-----------------|
| 農業産出額（耕種） | 512億円 | 580億円 |

【目標設定の考え方】

近年は自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外食向け農産物の需要減少の影響等により市場価格が低迷しているが、各種農業施策の総合的な展開により増額が見込めるため、目標を過去5年の平均値である580億円に決めました。

| 項目 | 基準値 2020（令和2）年 | 目標値 2032（令和14）年 |
|-----------|----------------|-----------------|
| 農業産出額（畜産） | 147億円 | 147億円 |

【目標設定の考え方】

基準年2020（令和2）年以降の推計では目標年における畜産の農業産出額は144億円まで減少するが、各種畜産施策の総合的な展開により現状維持が見込まれることから、目標を147億円に決めました。

²⁹ 水稻、麦類、豆類、野菜、果樹、花き、工芸農作物、飼肥料作物等の栽培のこと。

3 施策の方向

目指す姿及び基本目標を実現するため、取り組む具体的な施策を体系的に整理しました。



(1) 施策の体系

| | |
|---|-----------|
| 施策の方向 1 生産性の向上と担い手の育成・確保 ～しっかりつくる、引き継ぐ～ | 生産 |
| <ol style="list-style-type: none">1 多様な担い手の育成・確保及び経営発展段階に応じた支援2 農畜産物の生産の拡大や産地の強化に向けた支援3 新品種の育成や新技術の開発及び生産現場への普及4 畜産経営の体質強化に向けた総合的な支援5 農業生産基盤の整備と農地集積の促進及び農地の有効活用6 災害等のリスク対策の取組強化 | |
| 施策の方向 2 新鮮で安全・安心な魅力ある農畜産物の利用拡大 ～県民にとどける、よろこばれる～ | 消費 |
| <ol style="list-style-type: none">1 農畜産物のブランド力の強化や付加価値向上の支援2 ニーズの変化等に対応した流通・販売対策の支援3 農畜産物の安全・安心と食育の推進 | |
| 施策の方向 3 環境に配慮した農業の推進と生産環境の保全 ～環境にやさしい、まもる～ | 環境 |
| <ol style="list-style-type: none">1 環境に配慮した農業の推進2 農地等の活用・保全3 農業の有する多面的機能等への県民の理解促進4 鳥獣被害対策の推進 | |

(2) 施策とSDGsとの関係

SDGsは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称であり、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて採択されました。2030（令和12）年までに達成すべき国際社会全体の開発目標として、17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものです。

農業分野においても、経済・社会・環境の諸課題に総合的に取り組み、環境に配慮した生産活動を積極的に推進するとともに、消費者の購買行動がこれを後押しする持続可能な消費を促進することが必要であることから、本県においても施策の推進により、SDGsの達成につなげていきます。

指針の施策とSDGsの17のゴールとの関係は次のとおりです。

【SDGsの17のゴール】

| | | | |
|---|--|---|---|
|  | 目標1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる |  | 目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する |
|  | 目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する |  | 目標4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する |
|  | 目標5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う |  | 目標6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する |
|  | 目標7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する |  | 目標8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する |
|  | 目標9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る |  | 目標10 [不平等] 国内及び各国間での不平等を是正する |
|  | 目標11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する |  | 目標12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する |
|  | 目標13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる |  | 目標14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する |
|  | 目標15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する |  | 目標16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
|  | 目標17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する | | |

【施策とSDGsの17のゴールとの関係】

| 施策体系 | SDGsの17のゴール | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------|------|------|------|---------|--------|---------|-----------|-----------|--------|-------|----------|---------|---------|---------|-------|---------|---|
| | 1 貧困 | 2 飢餓 | 3 保健 | 4 教育 | 5 ジェンダー | 6 水・衛生 | 7 エネルギー | 8 経済成長と雇用 | 9 イノベーション | 10 不平等 | 11 都市 | 12 消費・生産 | 13 気候変動 | 14 海洋資源 | 15 陸上資源 | 16 平和 | 17 実施手段 | |
| 施策の方向1 生産性の向上と担い手の育成・確保 ～しっかりつくる、引き継ぐ～ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 多様な担い手の育成・確保及び経営発展段階に応じた支援 | | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ |
| 2 農畜産物の生産の拡大や産地の強化に向けた支援 | | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 3 新品種の育成や新技術の開発及び生産現場への普及 | | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | |
| 4 畜産経営の体質強化に向けた総合的な支援 | | ○ | | | | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | |
| 5 農業生産基盤の整備と農地集積の促進及び農地の有効活用 | | ○ | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ |
| 6 災害等のリスク対策の取組強化 | | ○ | | | | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | |
| 施策の方向2 新鮮で安全・安心な魅力ある農畜産物の利用拡大 ～県民にとどける、よろこばれる～ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 農畜産物のブランド力の強化や付加価値向上の支援 | | ○ | | | | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | |
| 2 ニーズの変化等に対応した流通・販売対策の支援 | | ○ | | | | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | ○ |
| 3 農畜産物の安全・安心と食育の推進 | | ○ | | ○ | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| 施策の方向3 環境に配慮した農業の推進と生産環境の保全 ～環境にやさしい、まもる～ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 環境に配慮した農業の推進 | | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 2 農地等の活用・保全 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | | ○ |
| 3 農業の有する多面的機能等への県民の理解促進 | | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | |
| 4 鳥獣被害対策の推進 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | ○ |